

学校法人 谷岡学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

監 査 報 告 書

私たちは、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人谷岡学園旧寄附行為（令和6年4月1日施行）第11条の規定に基づき、学校法人谷岡学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況、又は理事の業務執行の状況について監査した。

監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な資料等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人谷岡学園の業務に関する決定及び執行、又は理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産、又は理事の業務執行に関する不正の行為、又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上

令和7年5月22日

監 事 常 岡 裕 之

監 事 西 村 義 明

監 事 岡 山 栄 雄